

平成21年度包括外部監査報告に対する措置等対応状況(令和2年度継続調査)

調査票

配付先	監査対象	区分	項目	主な内容	報告書 ペ ジ 書	措置等対応状況の区分
住宅政策課	住宅使用料	指摘事項	②延滞金及び督促手数料について	<ul style="list-style-type: none"> • 定期内に収めない住宅使用料に対する延滞金及び督促手数料を徴収すべきである。また、延滞金について減免とする場合は適切な承認手続を経る必要がある。 	103 住宅使用料の遅延損害金については、市営住宅は福祉的側面も強いことから、徴収しておりません。 しかし、平成30年度から債権管理課が中心となり、私債権関係各課と協議を進めています。令和2年度は前年度に引き続き、徴収を実施した場合の債権管理に係る問題点等を挙げ、改善策等を協議してきたところであり、今後システム改修を進め、原則として令和4年度から徴収開始とすることとしました。	措置を講じた